

御船町農業委員会会議録

平成 30 年 10 月 10 日

御 船 町 農 業 委 員 会

平成 30 年 10 月定例農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 10 月 10 日（月）午後 1 時 30 分から 2 時 30 分
2. 場 所 御船町保健センター2 階 研修室
3. 農業委員（14 名）

会 長	1 番	富田	早苗				
会長職務代理者	2 番	荒木	義一				
委 員	3 番	野田	孝光	委 員	9 番	藤本	隆盛
委 員	4 番	西橋	孝志	委 員	10 番	田端	幸治
委 員	5 番	荒木	崇	委 員	11 番	芥川	誠
委 員	6 番	大西	敬一	委 員	12 番	藤岡	雅子
委 員	7 番	池田	賢治	委 員	13 番	山本	富士夫
委 員	8 番	福島	則義	委 員	14 番	竹崎	幸雄
4. 議事日程
 - 1 開会
 - 2 会長挨拶
 - 3 議事録署名委員の指名
 - 4 議案第 43 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
 - 5 議案第 44 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 6 議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 7 議案第 46 号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定による意見の決定について
 - 8 議案第 47 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条について
 - 9 報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項合意解約について
 - 10 報告第 15 号 非農地証明の発行について
 - 11 その他
5. 農業委員会事務局職員

課	長	藤野	浩之
係	長	緒方	弘和
主	事	白石	加奈子

1 開会

開 会 (事務局) 皆さん、こんにちは、本日お忙しい中、農業委員会総会に、ご出席いただきましてありがとうございます。只今より平成 30 年 10 月の総会を始めさせていただきます。本日 9 番藤本委員より欠席の連絡が、入っております。13 名の委員さんの出席であります。それでは、審議に入る前に総会の成立を宣言いたします。御船町農業委員会会議規則第 6 条に基づき委員さん 13 名の御出席をいただいておりますのでこの総会が成立することを宣言いたします。又、農地利用最適化推進委員 9 名の出席をいただいております。只今より平成 30 年 10 月の総会を開会いたします。議長につきましては、御船町農業委員会会議規則第 4 条に基づき富田会長お願いいたします。富田会長議事進行をお願いいたします。

2 会長挨拶

はい。皆さん、こんにちは。稲刈りも始まっている所もありますが、その大事な時期に出席いただきありがとうございます。しばらくの間ご辛抱ください。先週都市計画審議会へ参加いたしました。15 年ぐらい前のプランを 1 から見直されました。我々農業委員会と致しましては、町の方向性で準じて行き、私たちの対応も変化すると判断されます。今後も見守って行きたいと思います。以上皆さんへ報告しておきます。さっそくではありますが、平成 30 年 10 月、議案審議を行います。

議 長 それでは、議事録署名委員の指名を行います。14 番 竹崎委員 2 番 荒木委員を指名いたします。宜しくお願いいたします。

議 長 それでは、議案の審議に入ります。議案第 43 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

3 議案第 43 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

事務局

はい、1 ページをご覧ください。

議案第 43 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、許可の決定について意見を求める。
平成 30 年 10 月 10 日提出 御船町農業委員長 富田 早苗
2 ページをご覧ください。3 件の申請が出ております。

議案書 3 条①の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇〇 地番△ 地目田 面積△m²です。

譲渡人の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇〇

譲受人の住所 氏名 大字〇〇△△番地 〇〇 〇〇

理由 3 条許可所有権移転

議案書 3 条②の申請です。2 筆ございます。

物件の表示

大字〇〇字〇〇 地番△△ 地目畑 面積△m²。

大字〇〇字〇〇 地番△△ 地目畑 面積△m²。

計△m²であります。

譲渡人の住所 氏名 〇〇〇市〇〇町△丁目△番△号

〇〇 〇〇

譲受人の住所 氏名 大字〇〇△番地

〇〇 〇〇

理由 3 条許可所有権移転

議案書 3 条③の申請です。

物件の表示

大字〇〇字〇〇 地番△△番 地目畑 面積△m²です。

譲渡人の住所 氏名 〇〇〇市〇〇町△丁目△番△号

〇〇 〇〇

譲受人の住所 氏名 大字〇〇△△

〇〇 〇〇

理由 3 条許可所有権移転

3 条許可所有権移転、以上 3 件です。

議長

はい、ありがとうございました。3 条申請で所有権移転 3 件 4 筆町許可分を提案いたしました。8 番委員より①の要件等の説明をお願いいたします。

8 番

はい、①番の件について説明いたします。先日事務局と現地を見に参りました。現地を見たところ、水稻の栽培を行なわれている所でありました。説明資料 2 ページをご覧ください。第 2 項第 1 号から 7 号までの要件に関しましては、何ら問題なく許可相当と判断致します。皆様のご審議の程をお願いいたします。

す。以上です。

議 長 今回の案件につきまして、今の説明で、ご意見・質問等がある方は、ございませんか。

全委員 ありません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして、②③の許可要件等の説明をお願いいたします。4番委員でありますので説明をお願いいたします。

4 番 はい、②③番の件について説明いたします。事務局と一緒に現地確認へ参りました。現状としては、畑ではありますが、耕作されていない農地であります。譲渡人が、県外に住んでおられるため、耕作できない状態で、こちらへ戻ることは無いため今回の申請となりました。よって、第2項第1号から第7号までの要件は全て満たしております。何ら問題は無いと判断致します。許可相当と判断致します。審議の程をよろしくお願いいたします。

以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。只今、担当委員から説明がございました。これは親族間の所有権移転であります。私もこの現場見させていただいています。

議 長 はい、ありがとうございます。3条の②③件につきまして、皆さんからの質問等がございましたら、お願いいたします。

議 長 意見等はございませんか。

全委員 ありません。

議 長 意見が無いようですので、異議なしと認めます。

この件につきまして、賛成の方挙手をお願いいたします。

議 長 はい、有難うございました。全委員、賛成で許可相当と判断いたします。続きまして議案第44号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、3ページをご覧ください。

議案第44号 農地法第4条第1項の規定に基づき別紙のとおり許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成30年10月10日提出 御船町農業委員会会長 富田 早苗。

次のページをご覧ください。4条申請が1件上がっております。

申請番号① ○○ ○○。

土地の所在 大字〇〇〇字〇〇〇 地番△番 地目田
面積△m²。

申請者の住所 氏名 〇〇県〇〇市大字〇〇△△
〇〇住宅△号 〇〇 〇〇。

転用目的 個人住宅 理由 4 条県許可

以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、担当の 12 番委員
説明をお願いいたします。

12 番 はい、まずは場所の説明を致します。6 ページをご覧ください。
国道△号線トンネルの手前から〇〇〇へ入った所になります。
現地確認へ参りました。分かりやすい写真がありますので 8 ペ
ージをご覧ください。農地の区分としては、第 3 種農地となり
ます。面積は△m²であります。写真の中の赤枠の中に個人住宅
建設を予定されております。申請者は、現在県外にお住まいで
すが、定年退職後に本籍地である御船町へ帰ってこられるため
住宅を準備される予定であります。周囲には、農地がありますが、
計画地の東側は、宅地に面した住宅街の一角であります。
一般基準ですが、1 から 10 までの項目に関しては、適当と判
断しております。雨水については、計画地に隣接して既存道路
側溝へ放流、雑排水は道路敷きの御船町下水本管へ放流する計
画であります。以上のようなことから総合判断として許可相当
と判断します。審議をお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。ハウスが建っている農地でし
よ。分筆はしてありますか。

12 番 現在は、分筆はしてあります。

議 長 はい分かりました。他には皆さんから何かございませんか。
全委員 ありません。

議 長 意見がないようですので、異議なしと認めます。許可相当と思
われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。
賛成多数で承認いたします。意見書を付けて県へ送付い
たします。続きまして、議案第 45 号を提案いたします。事務
局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、5 ページをご覧ください。

議案第 40 号 農地法第 5 条 1 項の規定に基づき別紙のとおり
許可申請があったので、意見の決定を求める。

平成 30 年 10 月 10 日提出 御船町農業委員会 会長 富田 早

苗。

次のページをご覧ください。

議案 農地法第5条申請 6件8筆案件がございます。

① 土地の所在地

大字○○○字○○ △番 地目 田 面積△m²。

譲渡人住所・氏名 大字○○△番地 ○○ ○○

譲受人住所・氏名 ○○○郡○○町大字○○△番地

(株)○○○○ 代表取締役 ○ ○○

転用目的：宅地分譲用地

理由 5条所有権移転（県許可）

② 土地の所在

大字○○ 字○○ △番 地目 田 面積△m²。

譲渡人住所・氏名 大字○○△ ○○ ○○○

大字○○ 字○○ △番 地目 田 面積△m²

譲渡者住所・氏名 大字○○△番地 ○○ ○○

譲受人住所・氏名 ○○市○区○○町○○△番地

(株)○○○○ 代表取締役 ○○ ○○

転用目的：トラック車両点検及びトラック輸送機置場

計 田 2筆 △m²

理由：5条所有権移転であります。

③ 土地の所在

大字○○ 字○○△番 地目 田 面積△m²

譲渡者住所・氏名 大字○○△番地 ○○ ○

大字○○ 字○○△番 地目 田 面積△m²

譲渡者住所・氏名 大字○○△番地 ○○ ○○

譲受人住所・氏名 大字○○△番地 ○○ ○

転用目的：貸資材置場

計 田 2筆 △m²

理由：5条所有権移転であります。（県許可）

④ 土地の所在

大字○○ 字○○△番△ 地目 田 面積△m²

貸人住所・氏名 大字○○△番地△ ○○ ○○

借人住所・氏名 ○○郡○○町○○番地

○○(株) 代表取締役 ○○ ○

転用目的：現場事務所

理由：5条賃借権設定であります。一時転用になります。

(県許可)

⑤ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇△ 〇〇番 地目田 面積△m²

譲渡者住所・氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△番地 〇〇 〇〇

転用目的：貸駐車場

理由：5条所有権移転であります。(県許可)

⑥ 土地の所在

大字〇〇 字〇〇△ 〇〇番 地目田 面積△m²

譲渡者住所・氏名 〇〇市△区〇〇△ 〇〇 〇〇

譲受人住所・氏名 大字〇〇△ 〇〇 〇〇

転用目的：災害公営住宅

理由：5条所有権移転(県許可)

議 長

はい、ありがとうございました。6件です。まず、申請番号①番です。①番の担当12番委員委員より許可要件等の説明をお願いいたします。

12 番

議案第45号受付番号①(株)〇〇 代表取締役 〇 〇〇。

はい、資料の17ページをご覧ください。場所から説明いたします。〇〇の裏住宅街の一角になります。現地確認へ参りました。15ページへお戻りください。

農地区分と致しましては、第3種農地と判断しております。都市計画法に定められた農地になります。面積は△m²田1筆になります。現地の状況ですが、周囲は宅地に囲まれた農地であります。所有者の方は高齢で耕作されて降りません。熊本地震により建物用地が不足しているため分譲地として、造成したい意向がありましたので今回の申請に至ったようであります。一般基準です。項目1から10までに該当する項目については、適当と判断しております。公共下水道によりそれぞれ処理されます。問題は無いと判断されます。以上のようなことから総合判断として許可相当と判断されます。皆さんの審議をよろしくをお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。この件につきまして、ご意見、質問等はございませんか。

8 番

ここは、幹旋農地として、最近現地確認したところでありませぬ。私有地を通り現地へいかなければならなかつた農地であります。周囲の宅地所有者と話が出来たのですね。

12 番
議 長

話し合いが有り、合意されたようであります。
はい、ありがとうございました。他に質問はございませんか。
しばらくして、無いようですので、この案件に対して、許可相当と思われる方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。賛成多数で承認されました。意見書を付けて県へ提出いたします。続きまして、申請番号②番、担当の4番委員説明をお願いいたします。

議案第45号 申請番号②番

(株)〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

4 番

はい、現地確認へ参りました。場所から説明しますと、23ページをご覧ください。県道〇〇線の△△が現在新築工事を行っております。〇〇が移転で来ております。その間に□□という会社がありますその裏手が、今回の申請箇所になります。(株)〇〇さんが買われる訳ですが、△△さんが、借りるという事で、目的としては、トラック等の点検所として使用されるということです。排水・雨水に関しては、県道側のような排水路放流する計画であります。〇〇からの同意は得ておられます。元に戻っていただき、農地区分は、第1種農地であります。面積が△㎡であります。〇〇の点検スペースに欲しいという事で、隣接地を地権者と交渉した所話がまとまり今回の申請に至りました。(第1種農地の不許可の例外 施設の拡張で転用面積が既存面積の3分の1を超えない場合となっております。〇〇の既存面積は、△㎡であるため不許可となります。)

一般基準としては、適当と判断致します。総合判断と致しましては、許可相当と判断致します。皆さんの審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長

今、4番委員より説明がございましたが、意見等はございませんか。

13 番
1 番

ここは現在、耕作されていますか。
これは私から説明いたします。小作に出されておりました。以前までは、排水水路があったのですが、(〇〇と△△の間に排水路がありましたが、排水路がなくなっており)小作をするのに大変困っておられ最近では、耕作されていなかったのではないかと思います。作付けされていない状況です。

議 長

他にはございませんか。無いようでございますので、②番の

案件につきまして承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたしました。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号③番担当の1番富田でありますので、私から説明いたします。

議案第45号 申請番号③番 ○○ ○

1 番

場所から説明いたします。

資料の30ページをご覧ください。申請地は、○○の農面道路を行くと△△がございますそこから左折(集落の方へ)行ったら○○がございますその裏手になります。ここは何年か前に土地改良が行われています。それから日がたっておりますので、問題はありません。三方を宅地に囲まれております。何ら問題は無いと判断致します。27ページの審査表を見ていただくと、貸資材置場となっております。○○が使用するのではなく、本人が会社に貸す状態になります。よって貸資材置場となっております。一般基準ですが、1から10までの項目にしても適当と判断いたします。以上のことから許可相当と判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長
推 6 番
議 長

推6番委員補足説明等は、ございませんか。

はい、ありません

はい、ありがとうございます。只今の案件について、意見や質問等がございましたらお願いいたします。

意見がないようですので、この案件に賛成の方は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして、申請番号④番、担当の11番委員内容の説明をお願いいたします。

議案第45号申請番号④番

○○(株)代表取締役 ○○ ○

12 番

はい、現地確認に参りました。場所から説明いたします。

36ページをご覧ください。県道○○号線と△△の町境になります。39ページが現在の状況であります。34ページへ戻りまして、農地の区分としては、第2種農地になります。面積としては、△m²となります。申請人は県発注の土木工事を

受注し、県道沿いで現場に近い用地を選定し、現場事務所を設置した。仮設事務所の設置ということで、農地法の申請を怠っていた。このことによって38ページに有ります。始末書が、添付されております。一般基準の1から10まで該当する箇所は適当と判断致します。区長さんからの排水の同意は得られております。今回は一時転用申請で期間満了後は元久復旧することでした。以上のことから総合判断として許可相当と判断いたします。皆さんのご審議よろしく願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。只今11番委員に説明していただきました。この件について、意見・質問がある方お願いいたします。
ございませんか。

全委員
議 長

ありません。
はい、無いようですので、この案件を承認いただける方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございます。全委員賛成で許可相当と判断致します。意見書を付けて県へ送付いたします。続きまして申請番号⑤番、担当7番委員、説明をお願いいたします。

議案第45号申請番号⑤番 ○○ ○○

12 番

はい、現地確認へ参りました。まず場所の説明をいたします。資料の43ページをご覧ください。申請地は役場より○kmほど離れた四方を宅地及び町道に囲まれた宅地街の一角であります。道を挟んで△△がございます。譲渡人相続されたのですが、この農地が都市計画法の用途地域であるため△△へ譲渡することが決まり今回の5条申請に至った。農地の区分は第3種農地になります。面積△㎡、転用目的は貸駐車場であります。○○さんが△△へ貸し付けるようになります。一般基準1から10までの項目につきましては、該当する箇所は適当と判断されます。駐車場ですので雨水に関しては、町道側溝へ放流する計画であります。以上のことから許可相当と判断いたします。審議の程をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございます。推2番委員何か意見等がございませんか。

推 2 番
議 長

ございません。

ご質問がある方はございませんか。

意見がないようですので、この案件に承認いただける方の
挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。
全委員賛成で許可相当と判断致します。意見を付けて県へ
送付いたします。続きまして、申請番号⑥番、12 番委員説
明をお願いいたします。

議案第 45 号申請番号⑥番 ○○ ○○

12 番

はい、現地確認へ参りました。まずは申請地の場所から説
明いたします。49 ページをご覧ください。○○がございま
すそこから○○へ行く道の途中になります。目的としては、
災害公営住宅建設であります。農地区分と致しましては、
第 3 種農地であります。面積は△㎡であります。公営住宅
の全体面積としては、△㎡であります。災害公営住宅は、
鉄骨 2 階建て 2 棟 20 戸の予定となっております。完成は
平成 31 年 3 月末となっております。一般基準ですが、1 か
ら 10 までの項目につきましては、該当する箇所は適当と判
断されます。雨水に関しましては、敷地内の道路内に側溝
を設け、各宅地の雨水を集水し、町道○○線の道路側溝へ
放流する計画であります。汚水・雑排水については、町道
○○線の道路内の公共下水本管へ放流する。計画でありま
す。以上のようなことから総合判断として、許可相当と判
断致します。皆さんの審議をお願いいたします。以上です。

議 長

はい、ありがとうございました。この案件に対して、意見・
質問等はございませんか。

議 長

無い様ですので、この案件に承認される方の挙手をお願い
いたします。はい、ありがとうございました。全委員賛成で
承認いたします。意見書を付けて県へ送付いたします。続
きまして、議案第 46 号を提案いたします。事務局より説明
をお願いいたします。

事務局

はい、7 ページをご覧ください。議案第 46 号

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規
定に基づき別紙について、意見の決定を求める。平成 30
年 10 月 10 日 提出 御船町農業委員長 富田 早苗。
次のページをご覧ください。

御船町町長より御船町農業委員会へ照会がありました。こ

ちらにつきましては、農振の個別見直しという事で、今回農振の編入が 2 件あっております。農振の見直しというのは農業振興地域の除外する場合、編入する場合がありますが、協議につきましても年に 2 回実施されます。5 月、11 月に行われます。農業委員会関連へ照会するわけでありませう。今回次のページに編入の申出がっております物件を記載しております。読み上げて説明いたします。まず番号 1

変更しようとする土地の所在

〇〇町大字〇〇字〇〇△

面積△m²

変更理由中山間土地基盤整備事業以前も編入しておりますが、1 筆がもれていたのて今回追加で編入の申出がありました。続きまして番号 2

変更しようとする土地の所在

〇〇町大字〇〇字〇〇△ 外 17 筆 (別紙一覽) 次のページに記載しております。面積として、△m²

変更理由 中山間地域等直接支払制度の対象農地、多面的機能の対象農地編入する意向で申請が上がってきております。こちらは 5 町ほどありますが、もともと 4 町ほどキャベツ畑が広がっておりまして、1 町が広報にも掲載してありましたが、地元の方で耕作放棄地を解消しようという事で荒廃している農地を解消してそばを作付けされております。農地に戻ったため今回、編入の申し込みがありました。当日配布の現地写真がございます。確認ください。農業委員会の承認を受けないといけなため照会がありましたのでお願いいたします。以上です。

議 長

皆さんにお伺いいたします。この案件 2 件につきまして編入に承認いただける方の挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。全委員賛成で承認いたします。意見書に同意することに決定いたしました。事務局町長へ提出をお願いいたします。続きまして、議案第 47 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案書 8 ページをご覧ください。

議案第 47 号

農業基盤強化促進法第 18 条第 1 項の基づき別紙について、

意見の決定を求める。

平成30年10月10日提出 御船町農業委員長 富田 早苗。次のページをご覧ください。利用権設定等状況一覧表の新規分3件申請が出ております。面積の合計のみ読み上げます。田合計が2,682 m²、畑3,960 m² 合計が6642 m²です。13ページをご覧ください。再設定の申請であります。今回は4件出ております。合計のみ読み上げさせていただきます。田の合計24,618 m²、畑の合計12,095 m²合計が36,713 m²となっております。続きまして、議案書14ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画 を定める。

平成30年10月10日提出 上益城郡御船町。

次のページをご覧ください。

平成30年第10回農用地利用集積計画総括表です。左側に今月分右側に本年累計です。累計で利用権での田の累計は281,861 m²畑の累計は、55,814 m²。田畑合計で337,675 m²となっております。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。利用権設定一覧・利集積計画総括を提案いたしました。皆さんからご質問等がございましたらお願いいたします。

議長 ございませんか。

それでは、利用権設定並びに利用集積計画について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

全委員賛成で、承認、決定いたします。 続きまして、報告第14号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案書16ページをご覧ください。

報告第14号

農地法第18条第6項の規定に基づき別紙のとおり合意解約をした旨の通知があったので、報告する。平成30年10月10日提出 御船町農業委員会。今回は3件報告がありましたので報告いたします。理由としては、貸人の都合による合意解約・農地の転用にて解約であります。内容は各自確認しておいて下さい。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。各委員にて確認しておい

て下さい。お願いいたします。続きまして、報告第 15 号を提案いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案書の 19 ページをご覧ください。

報告第 15 号

非農地証明を発行したので、報告する。平成 30 年 10 月 10 日 御船町農業委員会。以前までは、その他のところで報告しておりましたが、今月から報告でありますので議案書で提出させていただきます。本日机上配布しております非農地証明願がございますのでご覧ください。

申請者住所・氏名〇〇町大字〇〇△ 〇〇 〇〇

昭和 27 年 10 月 20 日以前から宅地となっており、農地法第 2 条に規定する農地でないことを証明願います。

申請者住所・氏名〇〇町大字〇〇△ 〇〇 〇〇

昭和 27 年 10 月 20 日以前から道路となっており、農地法第 2 条に規定する農地でないことを証明願います。

議 長

はい、ありがとうございます。この案件につきまして、皆さんから何かございませんか。農地が宅地となっていた状況と、以前から道路になっていた状況ですね。この 2 件につきましては、報告ですので各自ご理解ください。続きまして、その他へ移ります。14 番委員何か要望があると伺いましたが、お願いいたします。

14 番

企業が参入されるようですが、御船町の農産物を出荷し販売は出来ないでしょうか。

議 長

農業委員会としては、それは出来ないと判断致します。個人的には良いことだと判断しますが、農業委員会としては、無理だと判断致します。事務局としては、どうでしょうか。

事務局

はい、業態が違いと判断致します。企業が、地元の産物を販売可能であるか解りかねます。企業誘致で話し合っているようですので、農業委員会としては、農地の部門でありますので、何もいえないと判断致します。農業振興課の農林企画もチームに入っておりますので、検討していただきたいと思います。

企業誘致の件で話が出ましたので、今後の流れを話しておきます。今回一時転用した文化財試掘調査が出ておりました、今後につきまして、簡単に説明いたします。農振の除外・農地転用する方向で進んでおります。まずは、農振が

外れないと転用が出来ない、あそこは補場整備した農地である10ha以上農地の広がりがある第1種農地であります。基本的に転用が出来ない所であります。転用が出来ないということは、農振除外が出来ないということでもあります。冒頭で会長挨拶でもありましたが、町として都市計画を見直しということで、都市計画の用途地域、役場周辺は第3種農地になりますので、インターそばの11ha企業誘致するために用途をかけよう、用途が掛かれば、1種農地から3種農地になります。自然に農振が外れる形になります。町としては、進んでおります。このまま順調に進めば、来年の11月に個別の県との協議で11haの農振除外その後次の年の2月、3月に11ha分の農地転用申請が上がってまいります。(あくまでの予定であります。)農業委員・推進委員さんに、地元からの質問に関して対応をお願いいたします。以上です。

議長

14番委員ご理解いただけましたでしょうか。

規模的に大きき状況と判断されますので大掛かりで取り組まないと対応が難しいと判断します。

14番

はい、解りました。JA上益城や他町などに協力をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

議長

他に事務局ありませんか。無いようでございますので、これもちまして10月度の総会を終了いたします。

上記の顛末を記載し相違なきことを
証明するためにここに署名する。

14番

印

2番

印